

# 社会福祉法人温光会定款細則

## 第1章 理事長専決事項及びその範囲

(専決事項)

第1条 定款第24条の理事長が専決できる「日常の簡易な業務」を以下の各項に規定する。

- 1 「施設長の任免その他重要な業務」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- 4 設備資金の借りに関わる契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの  
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  
イ 施設設備の保守管理、物品の修理等  
ウ 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出ならびにこれらの処分  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者、利用者の日常の処遇に関すること
- 10 入所者の預かり金の日常の管理に関すること
- 11 寄付金の受け入れに関する決定

(専決範囲)

第2条 前条の第5項、6項、7項については下表の範囲とする。

契約の種類	金額
1. 工事又は製造の請負	500万円
2. 食料品、物品等の売買	300万円
3. 前各号に掲げるもの以外	100万円

第3条 この細則に定めるもののほか、実施の細部については理事長が定める。

## 第2章 理事会・評議員会

(理事会)

第4条 理事会に議長を置き、議長はその都度互選で選任する。

(評議員会)

第5条 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選で選任する。

附則

この細則は、平成10年12月24日より施行

この細則は、平成15年2月9日改定

この附則は、平成29年3月26日改定